

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1課に置く課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。）、副室長、お客さまサービス推進室及び経営戦略室の庶務を担当する課長、所長（水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）並びに場長の項第17号中「京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品」を「不用となった物品」に改める。

別表第2次長の項第13号中「又は交換」を削り、同項第15号中「1件使用料月額300,000円以下の」及び「及びこれに伴う使用料の減免」を削り、同項第20号を同項第22号とし、同項第16号から同項第19号までを2号ずつ繰り下げ、同項第15号の次に次の2号を加える。

(16) 公有財産の貸付けの決定及び契約に関すること。

(17) 行政財産の目的外使用の使用料及び公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

別表第2総務部長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表第2総務課長の項第4号中「及び区役所」を削る。

別表第2防災危機管理担当課長の項第1号中「車両修理契約及び修理費の支出」を「車両の修理（車両に付する機器の修理を含む。）及び点検に係る調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定」に改める。

別表第2契約会計課長の項第3号中「500,000円以下の物品」を「1,000,000円以下の物品（固定資産となる物品については、償却期間が満了し、かつ帳簿価額が1件1,000,000円以下とする。）」に改め、「又は交換」を削り、同項第10号を削る。

別表第2経営戦略室長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「100,000円」を「500,000円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第9号

の次に次の2号を加える。

(10) 1件貸付料月額500,000円以下の公有財産の貸付けの決定及び契約に関する
こと。

(11) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸
付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

別表第2経営企画課長の項第2号中「外郭団体の軽易又は定例の指導及び」を「一般財
団法人京都市上下水道サービス協会との連絡」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(3) 軽易又は定例的な広報に関すること。

(4) 軽易又は定例的な広聴に関すること。

(5) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。

別表第2資産活用課長の項第3号中「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間
の更新に係るもの」を削り、同項第7号を同項第9号とし、同項第4号から同項第6号ま
でを2号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの決定及び契約に関するこ
と。

(5) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付
料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

別表第2水道部長の項第2号中「100,000円」を「500,000円」に改め、
同号の次に次の2号を加える。

(3) 疏水運河に係る1件貸付料月額500,000円以下の公有財産の貸付けの決定及
び契約に関すること。

(4) 疏水運河に係る1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の使
用料及び1件貸付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に
関すること。

別表第2北部配水管理課長の項第14号、同表南部配水管理課長の項第14号、同表北
部給水工事課長の項第14号及び同表南部給水工事課長の項第14号中「京都市上下水道
局会計規程第48条第2項の規定による不用品（備品を除く。）」を「不用となった物品」
に改める。

別表第2疏水事務所長の項第3号中「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間
の更新に係るもの」を削り、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、

同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 疏水運河に係る1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの決定及び契約に関すること。

(5) 疏水運河に係る1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

別表第2下水道部管理課長の項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同項第14号中「雨水貯留施設」を「雨水貯留浸透施設」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金の交付の決定に関すること。

別表第2鳥羽水環境保全センター所長の項第17号、同表鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長の項第15号及び同表みなみ下水道管路管理センター担当課長の項第8号中「京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品（備品を除く。）」を「不用となった物品」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)